

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○福島県民の日条例施行規則の一部を改正する規則

三六

告示

○公印を新調しその使用を開始する件

三六

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件

三七

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件

三七

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件

三六

○育種母樹林を指定した件

三六

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件

三六

○保安林の指定をする予定である旨公告

三六

○随意契約の相手方を決定した件

三六

○貸金業の業務の停止を命じた件

三六

正誤

○平成二十三年八月二十三日付決定例第二千三百十一号中

三〇

規則

福島県民の日条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月六日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第六十三号

福島県民の日条例施行規則の一部を改正する規則

福島県民の日条例施行規則(平成九年福島県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

本則の表福島県総合社会福祉施設太陽の国の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福島県告示第四百二十六号

公印を次のように新調し、平成二十三年九月六日その使用を開始する。

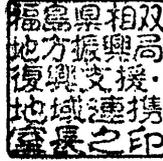
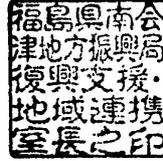
平成二十三年九月六日

福島県知事 佐藤雄平

職印

番号	公印の名称	印影	公印管理者
20	福島県北地方振興局復興支援・地域連携室長印		福島県北地方振興局復興支援・地域連携室長
20	福島県中地方振興局復興支援・地域連携室長印		福島県中地方振興局復興支援・地域連携室長
20	福島県南地方振興局復興支援・地域連携室長印		福島県南地方振興局復興支援・地域連携室長
20	福島県会津地方振興局復興支援・地域連携室長印		福島県会津地方振興局復興支援・地域連携室長

(文化振興課)

20	福島県いわき地方振興局復興支援・地域連携室長印		福島県いわき地方振興局復興支援・地域連携室長
20	福島県相双地方振興局復興支援・地域連携室長印		福島県相双地方振興局復興支援・地域連携室長
20	福島県南会津地方振興局復興支援・地域連携室長印		福島県南会津地方振興局復興支援・地域連携室長

(文書法務課)

福島県告示第四百二十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十三年九月六日から平成二十四年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称)ヨークベニマル矢野目店 福島県福島市南矢野目字菅原五十番十五ほか
 福島県知事 佐藤 雄平

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者
 名称 株式会社ヨークベニマル
 代表者の氏名 代表取締役 大高 善興

住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 名称 株式会社ヨークベニマル

代表者の氏名 代表取締役 大高 善興
 住所 福島県郡山市朝日二丁目十八番二号

三 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十四年四月二十四日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 千九百八十二平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 百十六台

2 駐輪場の位置及び収容台数
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 六十台

3 荷さばき施設の位置及び面積
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 面積 九十一平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 容量 十二立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (一) 開店時刻 午前九時
 (二) 閉店時刻 午後九時五十分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前八時四十五分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (一) 数 二か所
 (二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後九時まで

七 届出年月日
 平成二十三年八月二十三日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年九月六日から平成二十四年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ア ティ郡山 福島県郡山市駅前一丁目三百六十番
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 福島県郡山市駅前一丁目十六番七号
(変更後) 福島県郡山市駅前一丁目三百六十番
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 名称 東邦精麦株式会社
代表者の氏名 代表取締役 馬場 栄一郎
住所 福島県郡山市本町一丁目四番十四号
名称 株式会社西友
代表者の氏名 代表取締役 木内 政雄
住所 東京都豊島区東池袋三丁目一番一号
(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

- 1 大規模小売店舗の所在地
平成二十三年八月十一日
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十三年八月十一日

五 届出をした者

東邦精麦株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年九月六日から平成二十四年一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年九月六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア ティ郡山 福島県郡山市駅前一丁目三百六十番

福島県知事 佐藤 雄平

二 変更しようとする事項

- 1 廃棄物等の保管施設の位置
(変更前) 別紙図面のとおり
(変更後) 別紙図面のとおり
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前十時(ただし、地下一階は午前九時)
閉店時刻 午後九時(ただし、地下一階は午後十一時)
(変更後) 開店時刻 午前九時三十分(地下二階から地上三階まで)
午前十時(地上四階から八階まで)
午後十時(地下二階から地上三階まで)
午後九時(地上四階から八階まで)

三 変更しようとする年月日

平成二十三年九月二十二日

四 届出年月日

平成二十三年八月十一日

五 届出をした者

東邦精麦株式会社

(「別紙図面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百三十号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号。以下「法」という。)第三条第一項の規定により、平成二十三年八月二十九日次のとおり育種母樹林を指定した。

平成二十三年九月六日

福島県知事 佐藤 雄平

指定番号	指定採取源の種別	樹種	所在場所	本数及び樹木の集団を指定する場合にあっては面積		法第三条第三項の所有者等の氏名又は名称及び住所
福島育一九号	育種母樹林	クロマツ	郡山市安積町成田字西島坂七	本数(本) 二四二	面積(ha) 〇・二九	福島県

福島県告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年九月六日

福島県知事 佐藤雄平

（森林整備課）

一 保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町宮床字竹ノ子沢一六九七の一、一六九八、一六九九、字早坂一七〇〇の一、一七〇〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

南会津郡南会津町宮床字竹ノ子沢一六九九

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年九月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

東白川郡塙町大字伊香字古宿二五六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月六日

福島県知事 佐藤雄平

一 保安林予定森林の所在場所

石川郡古殿町大字松川字才竜内二九五、二九八、二九九、三〇二、三〇三

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

公 告

公告第156号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける内部被ばく検査に係るバス運行業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成23年9月6日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
内部被ばく検査に係るパス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年7月7日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
名鉄観光サービス株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
- 5 随意契約に係る契約金額
22,094,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号該当
(地域医療課)

公告第百五十七号

貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二十四条の六の四第一項第二号の規定に基づき、次のとおり貸金業者の業務の停止を命じた。

平成二十三年九月六日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 商号又は名称 アイタ
- 二 氏名(法人にあつては代表者名) 新妻 郁郎
- 三 営業所又は事務所の所在地 いわき市平字鍛冶町二番地の一
- 四 登録番号 福島県知事(三)第〇一八四一号
- 五 業務の停止期間 平成二十三年九月一日から同年十一月二十九日までの間
- 六 業務の停止を命ずる範囲 業務の全部(ただし、弁済の受領及び債権の保全行為を除く。)

(経営金融課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十三年八月二十三日付け定例第二千三百一十一号中(原稿誤り)

三〇五 | 十 | 一〇 | 過大

課題